

栃木県知事認定獣医師認定制度の運用について

令和3(2021)年10月20日

栃木県農政部畜産振興課

令和3年3月31日付け豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正に伴い、本県においても10月20日から知事認定獣医師による豚熱ワクチン接種を開始することとなりました。

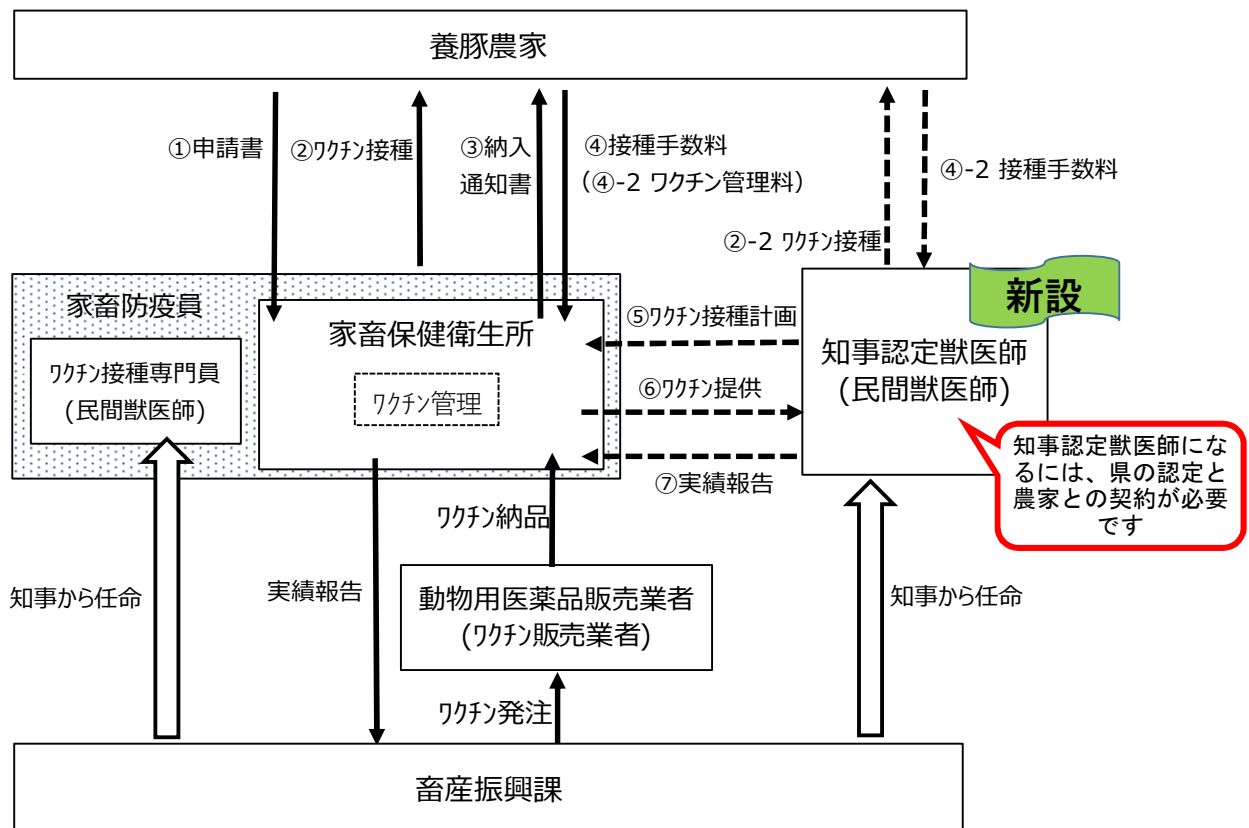
知事認定獣医師によるワクチン接種を受けられる際は、接種頭数分の豚熱ワクチン管理手数料が以下のとおり徴収となりますので、御承知ください。また、申請書については、これまで通り、農場管轄の家畜保健衛生所へ御提出いただき、納入通知書により手数料を納めてください。

なお、現行の家畜防疫員接種については、1頭1回340円に変更はありません。

豚熱ワクチン管理手数料：1頭1回当たり60円

知事認定獣医師がワクチンを接種した際に県へ納める手数料
(その他、ワクチン接種料金は契約獣医師へお支払いください。)

〈豚熱ワクチン接種のフロー〉



家畜防疫員接種：①→②→③→④

知事認定獣医師接種：(農場) ①→②-2→③→④-2 (獣医師) ⑤→⑥→②-2→④-2→⑦